第 45 回鴻巣パンジーマラソン　募集概要

◆　出店日時

令和９年3月６日（土）８時～１２時３０分まで（火器器具を使用する店舗は、火器点検終了後から）

・搬入は**7時～8 時**まで、搬出は**１２時３０分以降**に行ってください。
・搬入時間前に駐車場に入ることはできません。時間厳守でお願いします。
・設営等全ての準備を**８時までに**完了させてください。
・火器を取り扱う店舗については、消防署による火器点検後に営業開始となります。（９時火器点検順次実施予定）

◆　出店場所

ラクロフィールド鴻巣（鴻巣市立陸上競技場）第１駐車場

◆　出店資格

以下①～④を全て満たす者又は⑤を満たしている者

①営業経験及び実績が豊富で、１年以上の営業を継続しており、鴻巣市内に営業所もしくは店舗を有している者。または鴻巣市商工会に登録のある者
②食品衛生関係法令等により、許可又は登録を必要とする営業にあっては、当該許可を受けているか登録をしている者。なお、清掃、洗浄、消毒等によって常に衛生上支障がないように保つこと。（食品を扱う店舗のみ該当する）
③過去１年間、関係法令等による行政処分を受けていない者
④「◆ その他「暴力団等」」に記述された内容に該当していない者
⑤鴻巣パンジーマラソン実行委員会が認める者

◆　出店数

総計２０店舗程度
応募多数の場合は、実行委員会で出店の選考を行います。

◆　出店内容

・露店またはキッチンカーによる出店
・出店の区画　１区画 W3.6m×D2.7m（2 間×1.5 間）
※2 区画以上希望の場合はご連絡ください。
・テントや備品は、原則出店者が用意してください。（有料で貸出可）
・区画を超えた出店は禁止

◆　出店料

市内事業者　　5,000 円
市外事業者　15,000 円

※備品を借用する場合は、別途レンタル料金がかかります。

◆　駐車場

出店業者１台分を競技場駐車場に確保予定（キッチンカーを除く）
（出店許可証発行時に駐車券及び駐車指定場所案内図を配付）

◆　提出書類

①露店等出店申込書
（運転免許証等写真付き本人確認書類（写）添付）
②使用人報告書
　使用人（代表者以外に複数人いる場合）がいる場合は本人確認書類を添付
③出店に関する誓約書（署名のみ）
④臨時出店の概要（飲食品の販売のみ、キッチンカーは不要）
⑤検便実施記録の写し（全員分）
（１年以内に検査した検便検査の写し）
⑥営業許可証の写し（キッチンカーのみ）
⑦賠償責任保険証の写し

◆　提出期限

令和８年１２月１８日（金）までに事務局（スポーツ課）へ持参、郵送またはメールにて提出

◆　出店許可までの流れ

①１２月１９日までに事務局（スポーツ課）へ各種書類を提出
②警察署へ身分照会（出店資格確認のため）
③保健所及び消防へ事務局が届け出
④各届け出受理（認可）後、出店許可証、駐車券、駐車指定場所案内図を配付

◆　その他

「注意事項」

①食中毒や衛生面には十分に留意し、食材や容器の使いまわし等は絶対に行わないこと。
②出店者ごとに利用者が見やすい位置に**必ずゴミ箱を設置**し、店舗ごとにごみを回収・持ち帰りすること。
③出店者はイベント会場内のゴミ拾い等環境美化に努めること。
④イベント開催時間中の車両の出入りは禁止する。
　指定駐車場へ駐車の際は、車両の見えるところに「駐車券」を掲示すること。
⑤火器器具を使用する店舗は、消防による火器点検実施前に、各自で業務用消火器を設置すること。
⑥出店に対する一切の責任は、出店者が責任を負うこととする。
⑦出店の権利を第三者に譲渡及び転貸若しくは売店の管理運営を委任すること。
⑧商品を不当な価格で販売しないこと。
⑨指定した場所以外で、立ち売り及び呼び込み販売をしないこと。
⑩危険物を販売しないこと。
⑪年に４日以上、臨時出店届により出店している場合、営業許可を要する場合があるため、その際は、保健所から営業許可を受けること。
⑫一般市民や他の店舗などとトラブルを起こした場合や、出店状況が相応しくないと実行委員会が認めた場合は是正指導を行い、それでも従わなかった場合は、出店を取り消すこととする。また、今後の出店についても、出店を許可しないものとする。

「暴力団等」

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）並びに暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員と不適切な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
②暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
③暴力団員等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
④自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
⑤暴力団又は暴力団員等に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力又は関与している個人又は法人等
⑥粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為をするおそれのある者は事業の品位を損なうおそれがあると実行委員会等が認めた者

「鴻巣市商工会お買い物券の取り扱いについて」

①ハーフマラソン参加者には、鴻巣市商工会お買い物券 500 円券を発行しています。
パンジーマラソン出店者は、当日のみ、お買い物券の利用許可を受けていますので、お買い物券の提示をされた際は、金券として取り扱ってください。
なお、購入代金が 500 円未満の場合は、お釣りが出ない旨を説明してください。
②当日、13 時 30 分までに総合案内へ鴻巣市商工会お買い物券を提出し、受領証を受け取ってください。
③受領証に記載された枚数×500 円を後日、指定された口座に振り込みます。
※振込手数料を差し引いて振り込みする可能性があります。

鴻巣市商工会お買い物券見本



◆　提出先・問合せ
〒365-8601
鴻巣市中央１－１
鴻巣市教育委員会スポーツ課内
鴻巣パンジーマラソン実行委員会事務局担当　矢野
電　話　048-543-6660(直通)
メール　sports@city.kounosu.saitama.jp